

2018年 USTR 外国貿易障壁報告書（日本関連部分概要）

平成 30 年 4 月
外務省

3月30日（米国時間）に米国通商代表部（USTR）が公表した「2018年外国貿易障壁報告書」の概要（日本関連部分）は以下のとおり。

1 貿易関係の概観

米国の日本との物品貿易の赤字は2017年688億ドルで2016年からは0.1%（3800万ドル）の増加。（その他、物品の輸出、サービス貿易、米国の対日投資等について概観。）

国境における障壁及び日本市場における米国製品やサービスを参入させ、そのプレゼンスを拡大するに当たっての障壁を含め、米国輸出にかかる幅広い障壁を除去することを求めていくため、米国政府は日本政府と引き続き緊密に連携していく。

2 原料原産地表示制度

（2017年に行われた原料原産地表示制度（C00L）の改正に関して、）日本の国内産品が輸入原料を使用して生産される場合、日本の生産者は原産地表示の負担を最小限に抑える方法として、米国含む複数国からの食材を使用することを避ける可能性があるため、米国の輸出食材に悪影響を及ぼす潜在性がある。また、日本の食品加工会社が、原料が海外から調達されている場合の誤表示の可能性も残している。

3 牛肉及び牛肉製品/羊肉及び羊肉製品

2013年2月及び2015年1月に日本がとった措置により、米国は、30か月齢未満の牛に由来する牛肉及び牛肉製品の輸出が可能となった。米国は引き続き、日本がOIEにおける米国の評価と整合させるべく、全ての月齢の牛肉及び牛肉製品を受け入れ、市場を完全に開放するよう働きかけていく。

2003年の米国におけるBSE発生以降、めん羊はBSEに自然感染しないにも関わらず、日本は米国産羊肉及び羊肉製品の輸入を停止し、羊肉、羊肉製品及びケーシングに対してOIEが推奨していないBSE関連の要件を課している。米国は引き続き、日本が米国の羊肉及び羊肉製品に対して市場を開放するよう働きかけていく。

4 収穫前後で使用される防かび剤

日本は、収穫前と収穫後で使用されるそれぞれの防かび剤に関し、別々のリスク評価を要求する。2016年、日本は、単一申請プロセスを通じた収穫前後の防かび剤の登録に係る再検討を開始し、これによってより迅速な審査が行われるはずである。

5 ポテトチップ用ばれいしょ

2017年、日本は、アイダホ州産のポテトチップ用ばれいしょに対する10年に及ぶ輸入停止措置を解除し、現在計16州からの輸入を認めている。ただし、輸出は6か月間（2月から7月）しか認めておらず、また、内陸のポテトチップ加工施設への輸送を含む規制が残っている。米国は、ポテトチップ用ばれいしょの更なるアクセス改善に向け、日本と引き続き関与していく。

6 コメ輸入制度

一般輸入分のほとんどが加工用、飼料用又は食料援助用に仕向けられ、消費者に提供されない。2017年の米国から日本へのコメ輸出は、約195百万ドル・30万2581トンである。業界の調査によれば、日本の消費者は米国产の高品質米を買うと見込まれるにもかかわらず、米国产のコメが日本の消費者に届く量はわずかである。日本は2016年12月から、輸入業者及び小売り業者の間で直接の金銭のやり取りを禁止する条項をSBS入札契約に追加した。また、2017年9月、日本は、輸入業者と買い手との間でのSBS輸入米の売買、移送、引渡しを禁止するため、SBSに係る行政規則を再び改正した。米国は、引き続き日本のコメ輸入制度について、WTO上の輸入コミットメントの観点から監視していく。

7 小麦輸入制度

米国は日本の小麦の国家貿易の運用及びそれによって貿易を歪曲する可能性について引き続き注視していく。

8 豚肉輸入制度

日本は米国产豚肉及び豚肉製品の金額ベースで最大の輸出市場である（その後、差額関税制度を紹介）。

9 牛肉セーフガード

2017年も日本は米国产牛肉及び牛肉製品の金額ベースで最大の輸出市場であった。日本の2017年の会計年度第一四半期（4月から6月）、基準値をわずかに超えて輸入が増加した冷凍牛肉に対してセーフガードが発動され、米国からの全ての冷凍牛肉は2018年3月31日まで50%の関税が賦課された。

10 かんきつ、乳製品、加工食品、他の農産品への高関税

日本は国内生産の保護のため高関税を適用している（穀物、砂糖、かんきつ、ワイン、乳製品、加工品を例示）。

11 木材製品及び建築資材

米国は、日本が国産の木材製品を有利にするような国産材補助金プログラムの形態で、全国、県、市町村レベルにおいて数多くの現地化障壁を維持していることに引き続き懸念を有している。（新たに設置された「合板・製材生産性強化対策事業基金」に関して、）米国はこれらの基金の支払金や他の国産材補助金プログラムを監視している。

12 皮革製品・履物

日本は、皮革履物の日本市場への輸入を実質的に制限する関税割当枠を設定し続けている。また、日本は特定の原皮にも関税割当を設定している。米国は、同セクターにおいて改善された市場アクセスを引き続き追求していく。

13 サービス障壁（日本郵政、保険）

急送便の分野について、米国政府は日本に対し、通関手続及び義務を含めた対等な競争条件の確保や、日本郵便の非競争的（独占的）事業からの収入で同社の国際急送便サービスを補助することを禁止することによる公正競争の向上のための措置をとることを求めていく。

日本郵政金融二社と他の民間会社に対する監督上の取扱いの相違，郵便局ネットワーク内の保険商品の流通機会への公平かつ透明性のあるアクセスの確保，日本郵政の関連事業体間の内部相互補助の可能性等，対等な競争条件に関する一連の懸念に対処する措置を講じること及び対等な競争条件が確保されるまで金融二社の業務範囲の拡大を認めないことを日本政府に引き続き求める。

1.4 デジタル貿易

個人情報保護法の改正法に基づき，新設の個人情報保護委員会は，2016年10月及び11月に新たな政令・規則及びガイドラインを発表した。新たなガイドラインは，企業がデータを日本国外に移転する際に，日本の要件を遵守していることを示すために利用できる仕組みとして，APEC 越境プライバシールール・システムを認めている。改正個人情報保護法は，2017年5月に全面施行された。

1.5 知的財産権保護

(2017年7月に大枠合意に至った日EU・EPAでの合意事項を含め，日本における近時の知的財産保護に関する政策や法整備状況について説明しつつ，)米国は，日本の地理的表示(GI)制度の実施を引き続き監視し，米国製品の市場アクセスを不当に制限する措置をとらないよう求める。また，米国は，二国間の関与を通じて，知的財産権保護に取り組むために日本と引き続き協働していく。

1.6 政府調達

(日本がWTOの政府調達協定の署名国であることや，米国との二国間合意に言及した上で，)米国は引き続き，入札プロセスの最大限の透明性や，資格のある入札者による参加の機会を確保するため，日本によるこれらの合意の実施を監視する。

1.7 公正取引委員会の手続的公正と透明性の向上・公正取引委員会の独立性

内閣府に設置された独占禁止法審査手続についての懇談会は，手続の透明性を高めるよう審査手続に関する指針を公正取引委員会が公表するよう2014年12月に提言し，2015年12月に同委員会が「独占禁止法審査手続に関する指針」を発表した。

1.8 透明性(諮問機関，パブリックコメント)

諮問機関については，政府が設立する審議会の設立及び運営に関し透明性が確保されることを引き続き求める。

1.9 自動車

米国は，米国の自動車メーカーにとって日本の自動車市場へのアクセスが全体として欠けていることに強い懸念を示してきた。様々な非関税障壁が日本の自動車市場へのアクセスを妨げており，米国産自動車及び自動車部品の日本での総売上は依然として低い。非関税障壁は，認証，独自の基準及び試験方法，規制策定に際して利害関係者からの意見表明のための十分な機会の欠如を含む，不十分なレベルの透明性，流通・サービスネットワーク形成を阻害する障壁に関連する問題を含む。その他過去及び現在の政策及び慣行と相まって，これらは米国の製造者を日本市場で除外し不利にする長期的な効果をもたらしてきた。

2 0 医療機器・医薬品

日本の医薬品及び医療機器の償還価格に関する決定過程は近年全般的に改善してきており、日本の健康・安全に係る規制環境は今後も更なる改善が見込まれる。

2017年に行われた日本の償還制度改革は、この分野で行われた以前の進展からの後退を表している。米国の利害関係者は、特定の基準に基づいて新薬創出等加算制度への段階的なアクセスを与える新しいルールに関し、(日本の)国内企業の方が容易に満たすことが可能かもしれない、また中小企業が全額加算の適用を受けることが制限されるかもしれないことについて強い懸念を表明している。米国は、日本政府に対して、予測可能かつ安定した償還政策を実施し、これらの政策に関連したいかなる措置を策定する際も、米国の利害関係者を含む全ての利害関係者の意見を募り、考慮すること、そして、現在及び将来のいかなる新たな政策や措置の策定において、透明性のある手続にのっとることを引き続き求める。

2 1 栄養補助食品

(ほとんどの栄養補助食品の製造販売者が、特定保健用食品については審査過程にコストや時間がかかること及び栄養機能食品として認定されるビタミンとミネラルの種類が制限されていることから、通常、特定保健用食品又は栄養機能食品の認定を得ることができないと言及した上で、)栄養機能食品システム上認定されているビタミンやミネラル製品は機能性表示食品から除外されている。2016年、消費者庁の有識者検討会は、そのような製品を機能性表示食品に含めることを審議したが、消費者グループからの強い反対もあり、最終的には含めないことを選択した。米国産業界は健康食品やダイエットサプリメントへの2015年機能性表示食品規制が世界のベストプラクティスに合致したのではないと憂慮している。

2 2 航空宇宙

(日本における防衛装備品の調達に関して、多くの契約が外国企業に開かれていない旨言及した上で、)2012年以降、米国防衛装備品の売上げは毎年顕著に増加しているが、米国ライセンスを受けた防衛装備品の日本での製造は比較的横ばいのままである。米国は、日本の米国防衛システムの直接購入が増加していくことが見込まれるので、この分野での進展を引き続き監視していく。

日本は米国にとってアジア太平洋地域における重要な「オープンスカイ」のパートナー。2016年10月から東京の街に近い、オペレーション上制限された羽田空港における新たなアクセスが利用可能となり、既に羽田空港から米国へのサービスを提供している米国の航空会社4社及び日本の航空会社2社が現存のオペレーションを拡大できるようになった。羽田空港が2020年までに追加の発着枠をオープンさせることが見込まれているので、米国はこの状況を引き続き監視していく。